

2014年8月1日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—中国（上海）自由貿易試験区関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第344号）

上海市人民代表大会常務委、 自由貿易試験区の基本法を公布 各種政策措置に法令上の支持

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

上海市人民代表大会常務委員会は、2014年7月25日付で『中国（上海）自由貿易試験区条例』（上海市人民代表大会常務委員会公告第14号、以下『条例』という）を公布しました。中国（上海）自由貿易試験区（以下「上海自由貿易区」という）の基本法として制定されたもので、上海自由貿易区ですでに実施されている、あるいは今後実施される政策措置に法令上の支持を与えるものと言えます。

『条例』は、2014年8月1日より施行されています。

□ 「法律に禁止がなければ為すことができる」

『条例』は、これまで公布（実施）された上海自由貿易区関連の規定・通達・方針を確認するように、管理体制から投資の開放、貿易の利便化、金融改革、税制、監督管理、法治環境まで多岐にわたる内容を盛り込んでいます。包括的な文書とすることで、将来のさらなる制度革新の余地を残しています。

『条例』はまず、上海自由貿易区が自主的な改革を進めていくことを表明（第4条）。その上で、「法律、法規、規則が禁止していない事項について、公民、法人およびその他の組織が自由貿易試験区で改革・革新活動を積極的に展開することを奨励する」（第5条）と明記し、「法律に禁止がなければ、すべて為すことができる（法无禁止皆可为）」の考えを盛り込みました。

李克強首相は2014年3月、全人代閉幕後の記者会見において、「市場経済は法治経済であり、われわれは市場主体が“法律に禁止がなければ為すことができる（法无禁止即可为）”を、政府部門が“法に授權がなければ為すことはできない（法无授权不可为）”を適切に遂行するよう努力しなければならない」と発言。国務院が2014年6月4日付で公布した『市場の公平な競争促進と市場の正常な秩序の維持に関する若干意見』（国発[2014]20号）も、「法が禁止していない場合、市場主体は為すことができ、法が授權していない場合、政府部門は為してはならない」（第2条）と繰り返しています。これは、市場メカニズムと法治主義を重視し、禁止・制限項目を明確化するネガティブリストの考え方に基づいて行

政権限を画定し、行政による市場主体・行為への恣意的な介入を排除して、市場の活力を引き出す方針を示したものとと言えます。

□ 改革・試行措置を軒並み盛り込む

『条例』は「管理体制」（第2章）において、中国（上海）自由貿易試験区管理委員会（以下「管理委」という）の職責（第8条）のほか、管理委や上海自由貿易区内の関連当局が行使する行政批准権・行政処罰権の一覧を公開する方針（第11条）を盛り込み、行政権限の明確化を図っています。

「投資の開放」（第3章）には、サービス業6分野（金融・航運・商業貿易・専門・文化・社会）等における市場開放、外商投資に対するネガティブリスト管理モデルの採用、外商投資プロジェクトと企業設立の届出制（ネガティブリスト掲載業種を除く）、企業設立関連手続の単一窓口の設置、企業設立時の「先に営業許可証、後に行政認可証取得（先照后证）」方法の採用（事前認可が必要な場合を除く）等、上海自由貿易区ですでに実施されている政策を盛り込みました（第12条～第15条）。

「貿易の利便化」（第4章）では、「第一線（区内と国外の境）」の開放、「第二線（区内と国内区外の境）」の安全で高効率な管理、区内の自由な流通を実現することを明記（第18条）。通関や検査検疫で様々な簡素化・利便化措置を導入するほか、国際貿易単一窓口を設けて関連手続の一元化を図るとしています（第21条）。

上海税関は上海自由貿易区の設立以降、「先入区、後通関」、保税商品展示、保税メンテナンス、先物保税受渡、個別出入・集中申告、国内販売に係る選択性徴税、スマートゲート検査・通過管理、企業信用情報（税関関連）の公開等19の改革措置を正式実施しており、『条例』には貨物状態分類監督管理制度の導入や電子フェンスネットワーク管理の実施、区内の保税貨物に保管期限を設けないこと等を盛り込んでいます（第19条）。一方、検査検疫においては、医薬特殊材料の輸出入検疫手続の簡素化、動植物検疫のネガティブリスト管理、原産地に係る積替地（中継地）証明の発行等が実施されており、『条例』は区内から区外に出る貨物に事前検査制度を実施することや、当局が第三者検査鑑定機関の検査結果を採用すること等を明記しています（第20条）。

貿易促進面ではこのほか、コモディティ商品取引・ファイナンスリース・クロスボーダー電子商取引等の新型貿易形態、バイオ医薬の研究開発やソフトウェア等のアウトソーシング業務、航運金融や船舶管理等の国際航運関連産業を発展させるとともに、多国籍企業の地域本部やオペレーションセンターを誘致する方針も盛り込んでいます（第22条、第23条）。

「金融サービス」（第5章）には、自由貿易勘定の設置、資本項目の開放拡大、人民元クロスボーダー使用の拡大、金利の市場化、外貨管理制度の革新等の方針を盛り込んでいます（第26条～第31条）。『条例』に明記された政策措置のうち、自由貿易口座の開設、オフショア人民元の借入、クロスボーダー双方向人民元プーリングや経常項目クロスボーダー人民元集中決済の取扱、小口外貨預金金利の自由化、直接投資に係る外貨登記手続の簡素化、多国籍企業による外貨集中管理等がすでに実施されている一方、区内金融機関・企業による証券・先物取引所での投資、区内企業の国外親会社による国内での人民元債券の発行、区内企業による国外証券・デリバティブ投資、金融機関による大口譲渡性預金（NCD）の発行、信託受益権の流通メカニズムの構築といった政策はその実現が待たれています。

【図表】『条例』の主な規定内容

分野	項目	主な規定内容
総論	自主改革の推進	制度革新の主体性・積極性の発揮と自主改革・積極進取の雰囲気創造〔4条〕
	市場主体の活力刺激	法律・法規等が禁止していない事項における企業等の活動展開を奨励〔5条〕
管理制度	管理委の職責	改革試行任務の具体的な実施と区内行政事務を統一管理、一部の行政審査・批准権と行政処罰権を集中行使〔8条〕
	行政権カリストの公布	管理委と区内行政部門の審査・批准権と行政処罰権のカリスト制定〔11条〕
投資の開放	市場開放	金融・航運サービス等で市場を開放、外資比率や経営範囲の制限を緩和〔12条〕
	ネガティブリスト管理	外商投資参入前国民待遇とネガティブリスト管理モデルの実行〔13条〕
	企業登記制度	引受資本金登記制度の実行、外商投資プロジェクト審査・企業設立における届出制の採用（ネガティブリスト掲載業種を除く）、手続単一窓口の設置〔14条〕
	営業許可取得後の行政認可	営業許可証の取得後に業務上必要な行政認可を申請可能（事前認可が必要な場合を除く）〔15条〕
	国外投資管理	国外投資プロジェクト審査・企業設立に届出制を採用〔16条〕
貿易の利便化	「第一線」「第二線」管理	第一線（区内と国外の境）の開放・第二線（区内と国内区外の境）の安全で高効率な管理・区内の自由な流通の管理体制を構築〔18条〕
	通関手続の簡素化	貨物状態分類監督管理制度の構築、電子フェンスネットワーク管理の実施、区内保税貨物に対する保管期限の制限を設けず〔19条〕
	検査検疫体制の革新	リスク情報の収集分析と通報の実施、申告等のペーパーレス化、事前検査制度の実行、保税展示商品に対する検査の免除、区内企業間の保管物流貨物に対する検査検疫の免除、第三者機関による検査の実施〔20条〕
	対外貿易単一窓口の設置	貿易関連手続の単一窓口を通じた一括申請〔21条〕
	貿易新型業態の発展	オフショア貿易・コモディティ取引・ファイナンスリース・先物保税受渡・クロスボーダー電子商取引等の奨励、バイオ医薬やITのアウトソーシング業務の促進、多国籍企業の地域本部・オペレーションセンター設立の奨励〔22条〕
	国際航運センターの建設	国際中継輸送の発展、航運金融・船舶管理・航運ブローカー等の国際航運関連産業の発展、「中国洋山港」を船籍港とする国際船舶登記制度の実行〔23条〕
	就業許可・ビザ取得の便宜	区内企業の外国人従業員の就業許可やビザ・居留許可取得で便宜提供〔24条〕
金融サービス	自由貿易口座体系の構築	自由貿易口座の開設と分離記帳勘定ユニットの構築〔26条〕
	クロスボーダーの資金移動	区内の金融機関・企業による証券・先物取引の実施、区内企業の親会社による人民元債券の発行、区内企業による国外証券・デリバティブ投資の展開〔27条〕
	人民元クロスボーダー使用	オフショア人民元の借入、人民元プーリング・経常項目集中決済の実施〔28条〕
	金利の市場化	金融機関による大口譲渡性預金の発行、外貨預金金利上限の開放〔29条〕
	外貨管理体制の構築	直接投資に係る外貨登記手続の簡素化、多国籍企業による外貨資金集中運営管理の展開、コモディティ商品のデリバティブ店頭取引の利便化〔30条〕
	金融サービスの発展	民間資本の区内金融業への参入支持、ネット金融の発展支持、信託受益権流通メカニズムの模索〔31条〕
税務	投資・貿易促進の税收政策	保税区域に相応する税收政策の執行、国外持分投資・オフショア業務の発展に適した税收政策の研究〔33条〕
	税收サービスの利便化	税務手続のオンライン化の推進、区域を跨ぐワンストップ手続の実現〔34条〕
監督管理体制	行政管理方式の革新	事前認可重視から事中・事後の監督管理重視への転換〔36条〕、国家安全審査業務の実施〔37条〕、独占禁止業務の実施〔38条〕、信用情報制度の構築〔39条〕、企業年度報告開示制度と企業経営異常名簿制度の実施〔40条〕、専門機構（法律・会計・通関・検査・認証・公証・信用サービス等）の発展促進〔42条〕
法治	良好な法治環境の創造	市場主体の地位平等と公平な待遇の保障〔47条〕、投資家の合法的な権益の保護〔48条〕、労働者の権利保護、企業と労働者の集団協定の推進〔49条〕、環境保護の強化〔50条〕、知的財産権の保護〔51条〕、上海自由貿易区関連規定に係る意見聴取と実施準備期間の設定〔52条〕、情報公開メカニズムの構築〔54条〕、行政再審制度の実行〔55条〕、商事紛争の調停・仲裁制度の整備〔56条〕

（『条例』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

「総合監督管理」（第7章）においては、行政管理方式を事前認可の重視から事後監督管理の重視へと転換すると規定（第36条）。国家安全審査や経営者集中審査の実施、企業年度報告開示制度と企業経営異常名簿制度の導入、企業信用情報の収集と公開、政府部門間の監督管理情報の共有等に言及しています。また、法律・会計・検査・認証・鑑定・信用情報等のサービスを提供する専門機関による業務展開を支持し、管理委や関連当局が業務委託やサービス利用等の形でこれら専門機関を活用する方針も盛り込んでいます（第42条）。

「法治環境」（第8章）には、市場主体の地位平等や公平な待遇のほか、投資家の合法権益、労働者の権利、環境、知的財産権の保護規定を盛り込みました（第47条～第51条）。また、上海市が制定する上海自由貿易区関連の規定について、まず草案を公開して広く意見を徴収し、公布後は意見の条項への反映状況を説明するほか、緊急の場合を除き、規定実施までの準備期間を設けるよう求めています（第52条）。このほか、情報公開の方法や行政再審制度、商事紛争の調停・仲裁にも言及しています（第54条～第56条）。

上海市人民政府副秘書長で管理委常務副主任の戴海波氏は、『条例』について「自由貿易試験区における改革・革新の深化、各種試行業務の法的枠組みの下での順調な展開の確保のために、とても有力な法規制度の保障を提供するだろう」と評価しています。

＊

『条例』の詳細については、5ページからの日本語仮訳と19ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

(日本語仮訳)

上海市人民代表大会常務委員会 公告第 14 号

『中国（上海）自由貿易試験区条例』は、すでに上海市第 14 期人民代表大会常務委員会第 14 回会議が 2014 年 7 月 25 日に可決した。ここに公布し、2014 年 8 月 1 日より施行する。

上海市人民代表大会常務委員会
2014 年 7 月 25 日

中国（上海）自由貿易試験区条例

(2014 年 7 月 25 日上海市第 14 期人民代表大会常務委員会第 14 回会議にて可決)

第 1 章 総則

第1条 中国（上海）自由貿易試験区の建設を推進および保障し、それに改革推進および開放型経済水準向上の「試験田」の役割を十分に発揮させるため、『全国人民代表大会常務委員会による中国（上海）自由貿易試験区において関連法律が規定する行政審査・批准の一時的な調整を国務院に授権することに関する決定』、国務院が批准した『中国（上海）自由貿易試験区総体方案』（以下『総体方案』という）、『国務院による中国（上海）自由貿易試験区における関連行政法規および国務院文書規定の行政審査・批准または参入特別管理措置の一時的な調整に関する決定』およびその他の関連法律、行政法規に基づき、本条例を制定する。

第2条 本条例は、国務院の批准を経て設立した中国（上海）自由貿易試験区（以下「自由貿易試験区」という）に適用する。

第3条 自由貿易試験区建設の推進は、国家の戦略要求および上海国際金融センター、国際貿易センター、国際航運センター、国際経済センター建設をめぐって、先行実施、リスクコントロール可能、段階的に推進、徐々に完善化の原則に基づき、拡大開放と体制改革を結合させ、育成機能と政策革新を結合させ、政府の職能転換を加速し、国際投資、貿易の一般規則と連結した基本制度体系および監督管理モデルを構築し、国際化、市場化、法治化された商業環境を育成し、国際的な水準を有する投資・貿易が便利な、監督管理が高効率で機敏な、法治環境が規範的な自由貿易試験区を建設する。

第4条 当市が推進する自由貿易試験区の建設は、制度革新の重点領域および要となるプロセスに焦点を置き、現行の法律制度および政策資源を十分に運用し、制度革新を妨害する体制、メカニズ

ムを改革し、絶えず制度革新の主体性、積極性を刺激し、自主改革、積極進取の良好な雰囲気
を創造する。

第5条 市場主体の活力を十分に刺激し、法律、法規、規則が禁止していない事項について、公民、法
人およびその他の組織が自由貿易試験区で改革・革新活動を積極的に展開することを奨励する。

第2章 管理体制

第6条 行政体制改革深化の要求に基づき、行政簡素化・権限委譲、放任・管理の結合を堅持し、告知
承諾制等の制度を積極的に推し進め、自由貿易試験区で権限区分が科学的で、管理が高効率で
統一された、運用が公開・透明な行政管理体制を構築する。

第7条 市人民政府は、國務院の統率および国家関連部門の指導、支持の下、『総体方案』が明確化した
目標の位置付けおよび先行実施任務に基づき、改革試行業務を組織的に実施し、法に基づき自
由貿易試験区の建設、管理と関連する規則および政策措置を制定する。

当市は、自由貿易試験区建設協調メカニズムを構築し、改革試行業務を推進し、関連部門が制
定、具体化する段階的目標および各種措置を組織する。

第8条 中国（上海）自由貿易試験区管理委員会（以下「管理委」という）は、市人民政府の派出機構
として、自由貿易試験区の改革試行任務を具体的に実施し、自由貿易試験区関連の行政事務を
統一管理および協調し、本条例に基づき以下の職責を履行する。

- (1) 自由貿易試験区の発展計画および政策措置を組織的に実施し、関連行政管理制度を制定
することに責任を負う。
- (2) 自由貿易試験区内の投資、貿易、金融サービス、国土計画、建設、交通、緑化・都市景
観、環境保護、人的資源、知的財産権、統計、不動産、民間防衛、水務、市政等の関連
行政管理業務に責任を負う
- (3) 工商、品質監督管理、税務、公安等の部門による区内での行政管理業務を統率する。金
融、税関、検査検疫、海事、辺境検査等の部門による区内での行政管理業務に協調する。
- (4) 自由貿易試験区の信用管理および監督管理情報共有業務を組織的に実施し、法に基づき
国家安全審査、独占禁止審査関連の職責を履行する。
- (5) 区内の産業配置および開発・建設活動を統一調整して指導し、重大な投資プロジェクト
の建設を協調推進する。
- (6) 公共情報を発布し、企業および関連機構のために指導、相談およびサービスを提供する。
- (7) 市人民政府が付与するその他の職責を履行する。

市人民政府は、自由貿易試験区で総合的な審査・批准、相對集中行政処罰の体制およびメカニズムを構築し、管理委が当市関連の行政審査・批准権および行政処罰権を集中行使する。管理委が実施する行政審査・批准および行政処罰の具体的事項は、市人民政府が確定して公布する。

第9条 税関、検査検疫、海事、辺境検査、工商、品質監督管理、税務、公安等の部門は、自由貿易試験区業務機構（以下「駐在機構」という）を設立し、法に基づき行政管理の関連職責を履行する。

市人民政府のその他の関連部門および浦東新区人民政府（以下「関連部門」と総称する）は、各自の職責に基づき、管理委の各種業務を支持し、自由貿易試験区のその他の行政事務を引き受ける。

第10条 管理委は、駐在機構、関連部門と協力協調および連動法執行業務メカニズムを構築し、法執行の効率および管理水準を向上させる。

第11条 管理委、駐在機構は、法に基づき行使する行政審査・批准権、行政処罰権および関連行政権力のリストおよび運用フローを公布しなければならない。調整が発生した場合、遅滞なく更新しなければならない。

第3章 投資の開放

第12条 自由貿易試験区は、金融サービス、航運サービス、商業貿易サービス、専門サービス、文化サービス、社会サービスおよび一般製造業等の領域で開放を拡大し、投資家の資質要求、外資持分比率制限、経営範囲の制限等の参入特別管理措置を暫定的に停止、取消もしくは緩和する。

第13条 自由貿易試験区内の国家が外商投資に対する実施を規定する参入特別管理措置は、市人民政府がネガティブリストを發布して列挙を行い、合わせて発展の実際に基づき適宜調整する。

自由貿易試験区は、外商投資参入前国民待遇およびネガティブリスト管理モデルを実行する。ネガティブリスト以外の領域は、内資・外資一致の原則に基づき、外商投資プロジェクトに届出制を実行し、國務院が国内投資プロジェクトに対する認可の保留を規定している場合を除く。外商投資企業の設立および変更に届出管理を実行する。ネガティブリスト内の領域は、外商投資プロジェクトに認可制を実行し、國務院が外商投資プロジェクトに対する届出の実行を規定している場合を除く。外商投資企業の設立および変更に審査・批准管理を実行する。

外商投資プロジェクトおよび外商投資企業の届出方法は、市人民政府が制定する。

第14条 自由貿易試験区は、企業登録登記制度の利便化を推進し、法に基づき登録資本引受登記制を実行する。

工商行政管理部門は、外商投資プロジェクト認可（届出）、企業設立および変更審査・批准（届出）等の行政事務における企業参入単一窓口業務メカニズムを組織的に構築し、申請資料を統一的に受理し、関連文書を統一的に送付する。投資家が自由貿易試験区に設立する外商投資企業は、自主的に経営期限を約定することができ、法律、行政法規に別途規定がある場合を除く。

自由貿易試験区において登記・設立した企業（以下「区内企業」という）は、区外で再投資もしくは業務を展開することができ、特別規定に関連手続を行う要求がある場合、規定に基づき手続を行う。

第15条 区内企業は、営業許可証の取得後、一般的な生産経営活動に従事することができる。審査・批准が必要な生産経営活動に従事する場合、営業許可証取得後、関連部門に手続を申請することができる。

法律、行政法規もしくは国务院の決定が前置審査・批准の必要を規定している生産経営活動に従事する場合、営業許可証手続の申請前に、法に基づき批准手続を行わなければならない。

第16条 自由貿易試験区内の投資家は、複数の形式の国外投資を展開することができる。国外投資一般プロジェクトに届出管理を実行し、国外投資開設企業に届出制を主とする管理を実行し、管理委が申請資料を統一的に受理し、合わせて関連文書を統一的に送付する。

国外投資プロジェクトおよび国外投資開設企業の届出方法は、市人民政府が制定する。

第17条 区内企業が解散した、破産を宣告された場合、法に基づき清算して抹消登記等の手続を行わなければならない。

法に基づき登録資本引受制を実行している区内企業は、株主が払込を引き受けた出資額もしくは購入を引き受けた株式を限度として企業債務に対して責任を負う。

第4章 貿易の利便化

第18条 自由貿易試験区と国外との間の管理を「第一線」管理とし、自由貿易試験区と国内区外との間

の管理を「第二線」管理とし、「第一線の開放、第二線の安全で高効率な管理、区内の自由な流通」の原則に基づき、自由貿易試験区で国際貿易等の業務発展需要に対応する監督管理制度を構築する。

第19条 通関の利便化、安全・高効率の要求に基づき、自由貿易試験区で税関監督管理制度の革新を展開し、新型貿易業態の発展を促進する。

税関は、自由貿易試験区で貨物状態分類監督管理制度を構築し、電子フェンスネットワーク管理を実行し、通関のペーパーレス化、低リスクで素早い通過を推し進める。

国外から区内に入った貨物は、輸入積荷明細により先に入区し、段階的に入国申告手続を行うことができる。港湾輸出貨物に「先に通関、後に入港」を実施する。

区内および国内区外との間を出入りする貨物に対し、出入国届出リストの照合、企業台帳管理、電子情報ネットワーク等の監督管理制度を実行する。

区内の保税保管貨物に保管期限を設けない。区内貨物の流通フローを簡素化し、分割送付・集中申告、自社運輸を許可する。区内とその他の税関特殊監督管理区域との間の貨物の高効率で機敏な流通を実現する。

第20条 入国検疫、輸出入検疫の適度な緩和、出入りに便利で品質安全リスクの厳密な防止の原則に基づき、自由貿易試験区で検査検疫監督管理制度の革新を展開する。

検査検疫部門は、自由貿易試験区で情報化手段を運用し、出入国品質安全および疾病流行状況リスク管理メカニズムを構築し、ペーパーレス化された申告、査証、通過を実施し、リスク情報の収集、分析、通報および運用を実現し、出入国貨物検査検疫情報検索サービスを提供する。

国外から区内に入った貨物が検疫の範囲に属する場合、入国検疫を受けなければならない。重点敏感貨物を除き、その他の貨物は検査を免除する。

区内貨物の出区は、企業の申請に基づき事前検査制度、一括集中検査、ロット別の照合消込・通過を実行する。自由貿易試験区を出入りする保税展示商品は、検査を免除する。

区内企業間の保管物流貨物は、検査検疫を免除する。

自由貿易試験区で第三者検査鑑定機構の発展および規範化に有利な管理制度を構築し、検査検

疫部門は国際通行規則に基づき、第三者の検査結果を採用する。

第21条 自由貿易試験区は、国際貿易単一窓口を構築し、区内の部門を跨ぐ貿易、運輸、加工、保管等の業務の総合管理サービスプラットフォームを形成し、部門間の情報交換、監督管理の相互承認、法執行の相互支援を実現する。

企業は、単一窓口を通じて各管理部門が要求する標準化された電子情報を一括提出することができ、処理結果は単一窓口を通じてフィードバックする。

第22条 自由貿易試験区は、国内・対外貿易一体化の発展を実行し、区内企業が国際貿易および国内貿易を統一調整して展開し、貿易の新型業態および機能を育成し、技術、ブランド、品質、サービスを核心とする競争的な優位を形成することを奨励する。

自由貿易試験区は、国際貿易、保管・物流、加工・製造等の基礎業務の転換・高度化およびサービス貿易の発展を支持する。オフショア貿易、国際コモディティ商品取引、ファイナンスリース、先物保税受渡、クロスボーダー電子商務等の新型貿易の発展を奨励し、バイオ医薬の研究開発、ソフトウェアおよび情報サービス、データ処理等のアウトソーシング業務の発展を押し進める。

多国籍企業が区内に本部を設立し、貿易、物流、決済等の機能を整合させたオペレーションセンターを構築することを奨励する。

第23条 自由貿易試験区は、港湾、空港ターミナルとの連動を強化し、区外の航運産業集積区との協同発展を強化し、国際競争力を有する航運発展制度およびオペレーションモデルの形成を模索する。

自由貿易試験区は、国際中継、集配、分送業務およびコンテナ中継輸送業務ならびに航空貨物郵便国際中継業務の発展を支持する。条件に合致する航運企業は、国内沿海港と上海港との間で対外貿易輸出入コンテナ沿海国内運輸業務に従事することができる。

航運サービスの発展環境を完備化し、自由貿易試験区で航運金融、国際船舶運輸、国際船舶管理、国際船員サービスおよび国際航運ブローカー等の産業を発展させ、航運運賃インデックスのデリバティブ取引業務を発展させ、航運サービスの機能性機構を集積させる。

自由貿易試験区で「中国洋山港」を船籍港とする国際船舶登記制度を実行し、高効率な船舶登記フローを構築する。

第24条 自由貿易試験区で区内企業外国籍従業員の就業許可審査・批准手続を簡素化し、査証、居留許可の有効期限を緩和し、入国、出国および居住に便宜を提供する。

区内企業の招聘を受けて商業貿易を展開する外国籍人員に対し、出入国管理部門は規定に基づき越境の査証免除および臨時入国の便宜を与える。

区内企業で業務の必要により複数回出国、越境する中国籍従業員に対し、出入国管理部門は出国越境証明手続に便宜を提供しなければならない。

第5章 金融サービス

第25条 リスクコントロール可能の前提において、自由貿易試験区で条件を創造して穏当に人民元の資本項目兌換可能、金融市場の金利市場化、人民元のクロスボーダー使用および外貨管理改革等の方面の先行実施を行う。

金融要素市場、金融機関が国家の規定に基づき、自由貿易試験区の金融商品、業務、サービスおよびリスク管理等の方面の革新を行うことを奨励する。当市の関連部門は、自由貿易試験区の金融革新のために支持と便宜を提供しなければならない。

当市は、国家金融管理部門の駐上海機構、市金融サービス部門および管理委が参加する自由貿易試験区金融業務協調メカニズムを構築する。

第26条 自由貿易試験区は、リスク管理に有利な自由貿易口座体系を構築し、分離記帳勘定管理を実現する。区内居住者は、規定に基づき居住者自由貿易口座を開設することができる。非居住者は、区内の銀行で非居住者自由貿易口座を開設し、参入前国民待遇の原則に基づき関連金融サービスを享受することができる。上海地区の金融機関は、分離記帳勘定ユニットの設立を通じて、自由貿易口座関連金融サービスを提供することができる。

自由貿易口座間および自由貿易口座と国外口座、国内区外の非居住者機構口座との間の資金は、自由に振り替えることができる。自由貿易口座は、規定に基づきクロスボーダー融資、担保等の業務を行うことができる。居住者自由貿易口座と国内区外の銀行決済口座の資金流動は、クロスボーダー業務とみなして管理する。同一の非金融機関主体の居住者自由貿易口座とその他の銀行決済口座との間は、規定に基づき資金の振替を行うことができる。

第27条 自由貿易試験区のクロスボーダー資金流動は、金融マクロプルーデンス原則に基づき管理を実

施する。自由貿易試験区のクロスボーダー直接投資為替手続を簡素化し、自由貿易試験区のクロスボーダー直接投資と前置認可を連結させず、直接、銀行で係わるクロスボーダー受取・支払、為替業務を行うことができる。各種区内主体は、規定に基づき関連するクロスボーダー投融资為替業務を展開することができる。

国内個人は、規定に基づき経常項目クロスボーダー人民元受取・支払業務を行い、証券投資を含む各種クロスボーダー投資を展開することができる。区内の個人工商業者は、業務の必要に基づきその国外経営主体にクロスボーダー貸付を提供することができる。

区内金融機関および企業は、規定に基づき証券および先物市場場所に参入して投資および取引を行うことができる。区内企業の国外親会社は、規定に基づき国内資本市場で人民元債券を発行することができる。区内企業は、規定に基づき国外証券投資およびデリバティブ投資業務を展開することができる。

区内企業、非銀行金融機関およびその他の経済組織は、規定に基づき国外から調達した人民元・外貨資金について、区内もしくは国外でリスクヘッジ管理を展開することができる。

第28条 中国人民銀行の関連規定に基づき、国家が打ち出す各種の人民元クロスボーダー使用拡大の奨励および支持の政策措置は、すべて自由貿易試験区に適用する。

自由貿易試験区の経常項目および直接投資項目の人民元クロスボーダー使用を簡素化する。区内金融機関および企業は、国外から人民元資金を借り入れることができる。区内企業は、自社の経営の必要に基づきクロスボーダー双方向人民元プーリングおよび経常項目クロスボーダー人民元集中受取・支払業務を展開することができる。上海地区の銀行業金融機関は、条件に合致する支払機構と協力して、クロスボーダー電子商取引の人民元決済サービスを提供することができる。

第29条 自由貿易試験区で金利市場化体系の建設を推進し、自由貿易口座の人民元・外貨資金金利市場化プライシング・モニタリング・メカニズムを完備化し、区内の条件に合致する金融機関は優先的に大口譲渡性預金を発行し、区内の外貨預金金利上限を開放することができる。

第30条 自由貿易試験区の発展需要と対応する外貨管理体制を構築する。経常項目の書類審査、直接投資に係る外貨登記手続を簡素化する。対外債権・債務管理を緩和する。多国籍企業本部による外貨資金集中運営管理、外貨プーリングおよび国際貿易決済センターの外貨管理を改善する。元転・外貨転管理を完備化し、コモディティ商品デリバティブの店頭取引を利便化する。

第31条 自由貿易試験区の必要に基づき、金融管理部門の批准を経て、異なるレベル、異なる機能、異なる類型、異なる所有制の金融機関が自由貿易試験区に入ることを支持する。民間資本による区内金融業への投資を誘導および奨励する。自由貿易試験区のインターネット金融の発展を支持する。区内で国際向けの金融取引およびサービスプラットフォームを構築し、登記、委託管理、取引および清算等のサービスを提供することを支持する。区内で完備な信託登記プラットフォームを構築し、信託受益権流通メカニズムを模索することを支持する。

第32条 当市は、金融管理部門に協力して金融リスクモニタリングおよび評価を完備化し、自由貿易試験区の金融業務の発展に対応するリスク防止メカニズムを構築する。

自由貿易試験区業務を展開する上海地区の金融機関および特定の非金融機関は、規定に基づき金融管理部門に関連情報を報告し、アンチ・マネーロンダリング、アンチ・テロ融資および反租税回避等の義務を履行し、金融管理部門に協力してクロスボーダーの異常な資金流動に注目し、金融消費者および投資家の保護責任を具体化しなければならない。

第6章 税収管理

第33条 自由貿易試験区は、国家の規定に基づき投資および貿易促進の関連税収政策を実施する。それに所属する上海外高橋保稅区、上海外高橋物流園区、洋山保稅港区および上海浦東空港綜合保稅区は、相應する税関特殊監督管理区域の税収政策を執行する。

税制改革の方向および国際慣例を遵守し、利潤の移転、税収基礎の侵食をもたらさない、国外持分投資およびオフショア業務の発展に適した税収政策を積極的に研究して完備化する。

第34条 税務部門は、自由貿易試験区で便利な税収サービス体系を構築し、税収の専門化された集中審査・批准を実施し、徐々に前置確認を取り消し、「先に審査・批准、後に確認」、「確認、審査・批准の分離」の業務方式を推し進めなければならない。オンライン税務手続を推し進め、オンライン納税の相談、税務に係わる事項手続の状況検索などのサービスを提供し、徐々に区域を跨ぐ税務のワンストップ手続を実現しなければならない。

第35条 税務部門は、自由貿易試験区で税徴収管理の現代化試行を展開し、税収効率を向上させ、企業の発展、公平な競争に有利な税収環境を創造しなければならない。

税務部門は、税収情報システムおよび自由貿易試験区監督管理情報共有プラットフォームを運用して税収リスクモニタリングを行い、税収管理の水準を向上させなければならない。

第7章 総合監督管理

第36条 自由貿易試験区で行政管理方式を革新し、政府管理の事前審査・批准の重視から事中、事後監督管理の重視への転換を推し進め、監督管理への参画度を向上させ、行政監督管理、業界自律、社会監督、公衆参画の総合監督管理体系の形成を推し進める。

第37条 自由貿易試験区は、外資に係わる国家安全審査業務メカニズムを構築する。国家安全審査の範囲に属する外商投資に対し、投資家は国家安全審査を行うよう申請しなければならない。関連管理部門、業界協会、同業企業および上流・下流企業は、国家安全審査の提案を提出することができる。

当事者は、国家安全審査業務に協力し、必要な資料および情報を提供し、関連尋問を受けなければならない。

第38条 自由貿易試験区は、独占禁止業務メカニズムを構築する。

区内企業に係わる経営者集中は、国务院が規定する申告標準に達している場合、経営者は事前に申告しなければならない。申告しない場合は集中を実施してはならない。独占協議、市場の支配的地位の乱用および行政権力による排除の乱用、競争の制限等の行為に対し、法に基づき調査および法執行を展開する。

第39条 管理委、駐在機構および関連部門は、企業およびその関連責任人員の信用関連情報を記録し、合わせて公共信用情報目録に基づき市公共信用情報サービスプラットフォーム自由貿易試験区サブプラットフォームに集中させなければならない。

管理委、駐在機構および関連部門は、市場参入、貨物通関、政府購買および入札等の業務において、相対者の信用記録を検索し、信用製品を使用し、合わせて信用の良好な企業および個人に対して便宜措置を実施し、信用喪失企業および個人に対して制約および懲戒を実施する。

自由貿易試験区は、信用サービス機構が各方面の信用情報を利用して信用商品を開発し、行政の監督管理、市場取引等のために信用サービスを提供することを奨励する。企業および個人が信用商品およびサービスを使用することを奨励する。

第40条 自由貿易試験区は、企業年度報告開示制度および企業経営異常名簿制度を実行する。

区内企業は、規定に基づき企業年度報告を送付し、合わせて年度報告情報の真実性、合法性に

対して責任を負わなければならない。企業年度報告は、規定に基づき社会に開示し、国家機密、商業秘密および個人のプライバシーに係わる内容を除く。

工商行政管理部門は、区内企業による年度報告送付の状況に対して監督検査を展開する。企業が規定に基づき年度報告開示義務を履行していない等の状況を発見した場合、企業経営異常名簿に記載し、合わせて社会に開示しなければならない。

公民、法人およびその他の組織は、企業年度報告および経営異常名簿等の開示情報を検索することができ、工商行政管理部門は検索に利便性を提供しなければならない。

企業年度報告開示と企業経営異常名簿管理弁法は、市工商行政管理部門で制定する。

第41条 自由貿易試験区で統一の監督管理情報共有プラットフォームを建設し、監督管理情報の収集、交換および共有を促進する。管理委、駐在機構および関連部門は、遅滞なく主体的に情報を提供し、情報交換および共有に参画しなければならない。

管理委、駐在機構および関連部門は、監督管理情報共有プラットフォームに依って、監督管理資源を整合し、全過程の動態監督管理を推し進め、連合監督管理および協同サービスの機能を向上させなければならない。

監督管理情報の収集、交換、共有の方法は、管理委が駐在機構および関連部門を組織して制定する。

第42条 法律事務所、会計士事務所、税理士事務所、知的財産権サービス機構、通関・検査検疫報告機構、検査・測定機構、認証機構、船舶および船員代理機構、公証機構、司法鑑定機構、信用サービス機構等の専門機構が自由貿易試験区で業務を展開することを奨励する。

管理委、駐在機構および関連部門は、制度手配を通じて、区内の専門機構による手続に適合する事項を専門機構に渡して引き受けさせる、または競争メカニズムを導入し、サービス購買等方式を通じて、専門機構の発展を誘導および育成しなければならない。

第43条 自由貿易試験区は、企業および関連組織代表等で組織する社会参画メカニズムを構築し、企業および関連組織等の利益訴求の表明、試行政策評価および市場監督への参画に誘導する。

業界協会、商会等が自由貿易試験区の建設に参画し、業界協会、商会等による業界管理標準および業界公約の制定を推進し、業界自律を強化することを支持する。

区内企業が従事する経営活動は、社会の公共道德、商業道德を遵守し、社会公衆の監督を受けなければならない。

第44条 自由貿易試験区で電子政務の建設を推進し、行政管理領域で電子署名および法的効力を有する電子公文書を普及させ、電子文書のアーカイブおよび電子記録の管理を実行する。電子記録と紙ベースの記録は、同等の法的効力を有する。

第45条 当市は、自由貿易試験区の総合性評価メカニズムを構築する。市発展改革部門は、管理委および関連部者とともに、自らもしくは第三者に委託して監督管理制度の革新、業界全体、業界企業の試行政策実施状況およびリスク防止等の方面の評価を展開し、開放領域の拡大、改革試行任務および制度革新措置の推進・完善化のために政策提案を提供する。

第8章 法治環境

第46条 法治思想、法治方式の運用を堅持して自由貿易試験区で各種改革・革新を展開し、自由貿易試験区の建設のために良好な法治環境を創造する。

国家が規定する自由貿易試験区の投資、貿易、金融、税収等の改革試行措置に調整が発生した、または国家が規定するその他の区域での改革試行措置を自由貿易試験区に適用できる場合、関連規定に基づき執行する。

当市の地方性法規が自由貿易試験区の発展に適応しない場合、市人民政府は市人民代表大会およびその常務委員会にその自由貿易試験区での適用について相応の規定を行うよう要請することができる。当市の規則が自由貿易試験区の発展に適応しない場合、管理委は市人民政府にその自由貿易試験区での適用について相応の規定を行うよう要請することができる。

第47条 自由貿易試験区内の各種市場主体の地位平等および発展の権利は、法律の保護を受ける。区内の各種市場主体は、監督管理、税収および政府購買等の方面で公平な待遇を享受する。

第48条 自由貿易試験区内の投資家が合法的に擁する企業、持分、知的財産権、利潤ならびにその他の財産および商業利益は、法律の保護を受ける。

第49条 自由貿易試験区内の労働者の平等な就業、職業選択、労働報酬の取得、休息・休暇、労働安全衛生保護の獲得、職業技能訓練の受講、社会保険および福利の享受、企業の民主管理への参画等の権利は、法律の保護を受ける。

自由貿易試験区で企業および労働者の集団協商メカニズムを推し進め、双方が労働報酬、労働安全衛生等の関連事項について平等な協商を行うことを推し進める。工会に従業員の権益擁護、労働関係の調和ある安定の促進の方面で役割を発揮させる。

自由貿易試験区での健全で公正、公開、高効率、民衆にとって便利な労働保障監察および労働争議処理メカニズムは、労働者および雇用単位双方の合法的な権益を保護する。

第50条 自由貿易試験区の環境保護業務を強化し、環境影響評価分類管理の展開を模索し、環境保護管理の水準および効率を向上させる。

区内企業が国際的に通用する環境およびエネルギー管理体系標準認証を申請し、先進的な生産工程および技術を採用し、エネルギーを節約し、汚染物および温室効果ガスの排出を減少させることを奨励する。

第51条 自由貿易試験区の知的財産権保護業務を強化し、行政保護と司法保護の連結メカニズムを完備化する。

当市の関連部門は、国家の関連部門との協力を強化し、知的財産権の出入国保護および国内保護の協同管理および法執行協力を実行し、自由貿易試験区の知的財産権の統一的な管理および法執行の体制、メカニズムの構築を模索する。

自由貿易試験区の知的財産権紛争の多元的解決メカニズムを完備化し、業界協会および調停、仲裁、知的財産権仲介サービス等の機構が知的財産権紛争の協調解決において役割を発揮することを奨励する。

第52条 当市が制定する自由貿易試験区関連の地方性法規、政府規則、規範性文書は、主体的に草案の内容を公開し、社会公衆、関連業界組織および企業等の方面の意見を聴取しなければならない。可決して公布した後、社会各方面の意見の処理状況に対して説明を行わなければならない。公布および実施の間、合理的な期限を留保し、実施の準備期間としなければならない。ただし、緊急の状況等の原因により直ちに制定および試行する必要がある場合を除く。

当市が制定した自由貿易試験区に関連する地方性法規、政府規則、規範性文書は、可決後に遅滞なく公開し、合わせて解説および説明を行わなければならない。

第53条 公民、法人およびその他の組織は、管理委が制定した規範性文書に対して異議がある場合、市

人民政府に審査を行うよう要請することができる。審査規則は、市人民政府が制定する。

第54条 当市は、自由貿易試験区情報発布メカニズムを構築し、記者発表会、情報定期通報会もしくは書面発布等の形式を通じて、遅滞なく自由貿易試験区の関連情報を発布する。

管理委は、国家および当市による自由貿易試験区に関する法律、法規、規則、政策、手続手順等の情報を収集し、中国（上海）自由貿易試験区ポータルサイト上で公布し、各方面の検索を利便化しなければならない。

第55条 自由貿易試験区は、相对集中行政再審権制度を実行する。

公民、法人もしくはその他の組織は、管理委、市人民政府業務部門およびその駐在機構、浦東新区人民政府が自由貿易試験区で下した具体的な行政行為に不服の場合、市人民政府に行政再審を申請することができる。浦東新区人民政府業務部門が自由貿易試験区で下した具体的な行政行為に不服の場合、浦東新区人民政府に行政再審を申請することができる。重大、複雑、処理の難しい行政再審案件は、行政再審委員会が審議する。

第56条 法に基づき自由貿易試験区で設立した司法機構は、中外当事者の合法的な権益を公正に、高効率に保障する。

当市が法に基づき設立した仲裁機構は、法律、法規に基づいて国際商事仲裁の慣例を参考にし、自由貿易試験区の特徴に適応して仲裁規則を完備化し、商事紛争仲裁の国際化程度を向上させ、合わせて当事者の自主選択に基づき、独立、公正、専門的、高効率の仲裁サービスを提供する。

当市が設立した行政協会、商会および商事紛争専門調停機構等は、自由貿易試験区の商事紛争の調停に参画し、争議の解決的役割を発揮することができる。

第9章 附則

第57条 本条例は、2014年8月1日より施行する。1996年12月19日上海市第10期人民代表大会常務委員会第32回会議が審議・可決した『上海外高橋保稅区条例』は同時に廃止する。

(中国語原文)

上海市人民代表大会常务委员会 公告第 14 号

《中国（上海）自由贸易试验区条例》已由上海市第十四届人民代表大会常务委员会第十四次会议于 2014 年 7 月 25 日通过，现予公布，自 2014 年 8 月 1 日起施行。

上海市人民代表大会常务委员会
2014 年 7 月 25 日

中国（上海）自由贸易试验区条例

(2014 年 7 月 25 日上海市第十四届人民代表大会常务委员会第十四次会议通过)

第一章 总则

- 第一条** 为推进和保障中国（上海）自由贸易试验区建设，充分发挥其推进改革和提高开放型经济水平“试验田”的作用，根据《全国人民代表大会常务委员会关于授权国务院在中国（上海）自由贸易试验区暂时调整有关法律规定的行政审批的决定》、国务院批准的《中国（上海）自由贸易试验区总体方案》（以下简称“《总体方案》”）、《国务院关于在中国（上海）自由贸易试验区内暂时调整有关行政法规和国务院文件规定的行政审批或者准入特别管理措施的决定》和其他有关法律、行政法规，制定本条例。
- 第二条** 本条例适用于经国务院批准设立的中国（上海）自由贸易试验区（以下简称“自贸试验区”）。
- 第三条** 推进自贸试验区建设应当围绕国家战略要求和上海国际金融中心、国际贸易中心、国际航运中心、国际经济中心建设，按照先行先试、风险可控、分步推进、逐步完善的原则，将扩大开放与体制改革相结合，将培育功能与政策创新相结合，加快转变政府职能，建立与国际投资、贸易通行规则相衔接的基本制度体系和监管模式，培育国际化、市场化、法治化的营商环境，建设具有国际水准的投资贸易便利、监管高效便捷、法治环境规范的自由贸易试验区。
- 第四条** 本市推进自贸试验区建设应当聚焦制度创新的重点领域和关键环节，充分运用现行法律制度 and 政策资源，改革妨碍制度创新的体制、机制，不断激发制度创新的主动性、积极性，营造自主改革、积极进取的良好氛围。
- 第五条** 充分激发市场主体活力，法律、法规、规章未禁止的事项，鼓励公民、法人和其他组织在自贸试验区积极开展改革创新活动。

第二章 管理体制

第六条 按照深化行政体制改革的要求，坚持简政放权、放管结合，积极推行告知承诺制等制度，在自贸试验区建立事权划分科学、管理高效统一、运行公开透明的行政管理体制。

第七条 市人民政府在国务院领导和国家有关部门指导、支持下，根据《总体方案》明确的目标定位和先行先试任务，组织实施改革试点工作，依法制定与自贸试验区建设、管理有关的规章和政策措施。

本市建立自贸试验区建设协调机制，推进改革试点工作，组织有关部门制定、落实阶段性目标和各项措施。

第八条 中国（上海）自由贸易试验区管理委员会（以下简称“管委会”）为市人民政府派出机构，具体落实自贸试验区改革试点任务，统筹管理和协调自贸试验区有关行政事务，依照本条例履行下列职责：

- （一）负责组织实施自贸试验区发展规划和政策措施，制定有关行政管理制度。
- （二）负责自贸试验区内投资、贸易、金融服务、规划国土、建设、交通、绿化市容、环境保护、人力资源、知识产权、统计、房屋、民防、水务、市政等有关行政管理工作。
- （三）领导工商、质监、税务、公安等部门在区内的行政管理工作；协调金融、海关、检验检疫、海事、边检等部门在区内的行政管理工作。
- （四）组织实施自贸试验区信用管理和监管信息共享工作，依法履行国家安全审查、反垄断审查有关职责。
- （五）统筹指导区内产业布局和开发建设活动，协调推进重大投资项目建设。
- （六）发布公共信息，为企业和相关机构提供指导、咨询和服务。
- （七）履行市人民政府赋予的其他职责。

市人民政府在自贸试验区建立综合审批、相对集中行政处罚的体制和机制，由管委会集中行使本市有关行政审批权和行政处罚权。管委会实施行政审批和行政处罚的具体事项，由市人民政府确定并公布。

第九条 海关、检验检疫、海事、边检、工商、质监、税务、公安等部门设立自贸试验区工作机构（以下统称“驻区机构”），依法履行有关行政管理职责。

市人民政府其他有关部门和浦东新区人民政府（以下统称“有关部门”）按照各自职责，支

持管委会的各项工作，承担自贸试验区其他行政事务。

第十条 管委会应当与驻区机构、有关部门建立合作协调和联动执法工作机制，提高执法效率和管理水平。

第十一条 管委会、驻区机构应当公布依法行使的行政审批权、行政处罚权和相关行政权力的清单及运行流程。发生调整的，应当及时更新。

第三章 投资开放

第十二条 自贸试验区在金融服务、航运服务、商贸服务、专业服务、文化服务、社会服务和一般制造业等领域扩大开放，暂停、取消或者放宽投资者资质要求、外资股比限制、经营范围限制等准入特别管理措施。

第十三条 自贸试验区内国家规定对外商投资实施的准入特别管理措施，由市人民政府发布负面清单予以列明，并根据发展实际适时调整。

自贸试验区实行外商投资准入前国民待遇加负面清单管理模式。负面清单之外的领域，按照内外资一致的原则，外商投资项目实行备案制，国务院规定对国内投资项目保留核准的除外；外商投资企业设立和变更实行备案管理。负面清单之内的领域，外商投资项目实行核准制，国务院规定对外商投资项目实行备案的除外；外商投资企业设立和变更实行审批管理。

外商投资项目和外商投资企业的备案办法，由市人民政府制定。

第十四条 自贸试验区推进企业注册登记制度便利化，依法实行注册资本认缴登记制。

工商行政管理部门组织建立外商投资项目核准（备案）、企业设立和变更审批（备案）等行政事务的企业准入单一窗口工作机制，统一接收申请材料，统一送达有关文书。投资者在自贸试验区设立外商投资企业，可以自主约定经营期限，法律、行政法规另有规定的除外。

在自贸试验区内登记设立的企业（以下简称“区内企业”）可以到区外再投资或者开展业务，有专项规定要求办理相关手续的，按照规定办理。

第十五条 区内企业取得营业执照后，即可从事一般生产经营活动；从事需要审批的生产经营活动的，可以在取得营业执照后，向有关部门申请办理。

从事法律、行政法规或者国务院决定规定需要前置审批的生产经营活动的，应当在申请办理营业执照前，依法办理批准手续。

第十六条 自贸试验区内投资者可以开展多种形式的境外投资。境外投资一般项目实行备案管理，境外投资开办企业实行以备案制为主的管理，由管委会统一接收申请材料，并统一送达有关文书。

境外投资项目和境外投资开办企业的备案办法，由市人民政府制定。

第十七条 区内企业解散、被宣告破产的，应当依法清算并办理注销登记等手续。

依法实行注册资本认缴制的区内企业，股东以认缴的出资额或者认购的股份为限对企业债务承担责任。

第四章 贸易便利

第十八条 自贸试验区与境外之间的管理为“一线”管理，自贸试验区与境内区外之间的管理为“二线”管理，按照“一线放开、二线安全高效管住、区内流转自由”的原则，在自贸试验区建立与国际贸易等业务发展需求相适应的监管模式。

第十九条 按照通关便利、安全高效的要求，在自贸试验区开展海关监管制度创新，促进新型贸易业态发展。

海关在自贸试验区建立货物状态分类监管制度，实行电子围网管理，推行通关无纸化、低风险快速放行。

境外进入区内的货物，可以凭进口舱单先行入区，分步办理进境申报手续。口岸出口货物实行先报关、后进港。

对区内和境内区外之间进出的货物，实行进出境备案清单比对、企业账册管理、电子信息联网等监管制度。

区内保税存储货物不设存储期限。简化区内货物流转流程，允许分送集报、自行运输；实现区内与其他海关特殊监管区域之间货物的高效便捷流转。

第二十条 按照进境检疫、适当放宽进出口检验，方便进出、严密防范质量安全风险的原则，在自贸试验区开展检验检疫监管制度创新。

检验检疫部门在自贸试验区运用信息化手段，建立出入境质量安全和疫病疫情风险管理机制，实施无纸化申报、签证、放行，实现风险信息的收集、分析、通报和运用，提供出入境货物检验检疫信息查询服务。

境外进入区内的货物属于检疫范围的，应当接受入境检疫；除重点敏感货物外，其他货物免于检验。

区内货物出区依企业申请，实行预检验制度，一次集中检验，分批核销放行。进出自贸试验区的保税展示商品免于检验。

区内企业之间仓储物流货物，免于检验检疫。

在自贸试验区建立有利于第三方检验鉴定机构发展和规范的管理制度，检验检疫部门按照国际通行规则，采信第三方检测结果。

第二十一条 自贸试验区建立国际贸易单一窗口，形成区内跨部门的贸易、运输、加工、仓储等业务的综合管理服务平台，实现部门之间信息互换、监管互认、执法互助。

企业可以通过单一窗口一次性递交各管理部门要求的标准化电子信息，处理结果通过单一窗口反馈。

第二十二条 自贸试验区实行内外贸一体化发展，鼓励区内企业统筹开展国际贸易和国内贸易，培育贸易新型业态和功能，形成以技术、品牌、质量、服务为核心的竞争优势。

自贸试验区支持国际贸易、仓储物流、加工制造等基础业务转型升级和服务贸易发展。鼓励离岸贸易、国际大宗商品交易、融资租赁、期货保税交割、跨境电子商务等新型贸易发展，推动生物医药研发、软件和信息服务业、数据处理等外包业务发展。

鼓励跨国公司在区内设立总部，建立整合贸易、物流、结算等功能的营运中心。

第二十三条 自贸试验区加强与海港、空港枢纽的联动，加强与区外航运产业集聚区协同发展，探索形成具有国际竞争力的航运发展制度和运作模式。

自贸试验区支持国际中转、集拼、分拨业务以及集装箱转运业务和航空货邮国际中转业务发展。符合条件的航运企业可以在国内沿海港口与上海港之间从事外贸进出口集装箱沿海捎带

业务。

完善航运服务发展环境，在自贸试验区发展航运金融、国际船舶运输、国际船舶管理、国际船员服务和国际航运经纪等产业，发展航运运价指数衍生品交易业务，集聚航运服务功能性机构。

在自贸试验区实行以“中国洋山港”为船舶港的国际船舶登记制度，建立高效率的船舶登记流程。

第二十四条 自贸试验区简化区内企业外籍员工就业许可审批手续，放宽签证、居留许可有效期限，提供入境、出境和居留的便利。

对接受区内企业邀请开展商务贸易的外籍人员，出入境管理部门应当按照规定给予过境免签和临时入境便利。

对区内企业因业务需要多次出国、出境的中国籍员工，出入境管理部门应当提供办理出国出境证件的便利。

第五章 金融服务

第二十五条 在风险可控的前提下，在自贸试验区内创造条件稳步进行人民币资本项目可兑换、金融市场利率市场化、人民币跨境使用和外汇管理改革等方面的先行先试。

鼓励金融要素市场、金融机构根据国家规定，进行自贸试验区金融产品、业务、服务和风险管理等方面的创新。本市有关部门应当为自贸试验区金融创新提供支持和便利。

本市建立国家金融管理部门驻沪机构、市金融服务部门和管委会参加的自贸试验区金融工作协调机制。

第二十六条 自贸试验区建立有利于风险管理的自由贸易账户体系，实现分账核算管理。区内居民可以按照规定开立居民自由贸易账户；非居民可以在区内银行开立非居民自由贸易账户，按照准入前国民待遇原则享受相关金融服务；上海地区金融机构可以通过设立分账核算单元，提供自由贸易账户相关金融服务。

自由贸易账户之间以及自由贸易账户与境外账户、境内区外的非居民机构账户之间的资金，可以自由划转。自由贸易账户可以按照规定，办理跨境融资、担保等业务。居民自由贸易账

户与境内区外的银行结算账户资金流动，视同跨境业务管理。同一非金融机构主体的居民自由贸易账户与其他银行结算账户之间，可以按照规定，办理资金划转。

第二十七条 自贸试验区跨境资金流动按照金融宏观审慎原则实施管理。简化自贸试验区跨境直接投资汇兑手续，自贸试验区跨境直接投资与前置核准脱钩，直接向银行办理所涉及的跨境收付、汇兑业务。各类区内主体可以按照规定开展相关的跨境投融资汇兑业务。

区内个人可以按照规定，办理经常项下跨境人民币收付业务，开展包括证券投资在内的各类跨境投资。区内个体工商户可以根据业务需要，向其境外经营主体提供跨境贷款。

区内金融机构和企业可以按照规定，进入证券和期货交易场所进行投资和交易。区内企业的境外母公司可以按照规定，在境内资本市场发行人民币债券。区内企业可以按照规定，开展境外证券投资以及衍生品投资业务。

区内企业、非银行金融机构以及其他经济组织可以按照规定，从境外融入本外币资金，在区内或者境外开展风险对冲管理。

第二十八条 根据中国人民银行有关规定，国家出台的各项鼓励和支持扩大人民币跨境使用的政策措施，均适用于自贸试验区。

简化自贸试验区经常项下以及直接投资项下人民币跨境使用。区内金融机构和企业可以从境外借入人民币资金。区内企业可以根据自身经营需要，开展跨境双向人民币资金池以及经常项下跨境人民币集中收付业务。上海地区银行业金融机构可以与符合条件的支付机构合作，提供跨境电子商务的人民币结算服务。

第二十九条 在自贸试验区推进利率市场化体系建设，完善自由贸易账户本外币资金利率市场化定价监测机制，区内符合条件的金融机构可以优先发行大额可转让存单，放开区内外币存款利率上限。

第三十条 建立与自贸试验区发展需求相适应的外汇管理体制。简化经常项目单证审核、直接投资项下外汇登记手续。放宽对外债权债务管理。改进跨国公司总部外汇资金集中运营管理、外币资金池以及国际贸易结算中心外汇管理。完善结售汇管理，便利开展大宗商品衍生品的柜台交易。

第三十一条 根据自贸试验区需要，经金融管理部门批准，支持不同层级、不同功能、不同类型、不同所有制的金融机构进入自贸试验区；引导和鼓励民间资本投资区内金融业；支持自贸试验区互联网金融发展；支持在区内建立面向国际的金融交易以及服务平台，提供登记、托管、交易

和清算等服务；支持在区内建立完善信托登记平台，探索信托受益权流转机制。

第三十二条 本市配合金融管理部门完善金融风险监测和评估，建立与自贸试验区金融业务发展相适应的风险防范机制。

开展自贸试验区业务的上海地区金融机构和特定非金融机构应当按照规定，向金融管理部门报送相关信息，履行反洗钱、反恐怖融资和反逃税等义务，配合金融管理部门关注跨境异常资金流动，落实金融消费者和投资者保护责任。

第六章 税收管理

第三十三条 自贸试验区按照国家规定，实施促进投资和贸易的有关税收政策；其所属的上海外高桥保税区、上海外高桥保税物流园区、洋山保税港区和上海浦东机场综合保税区执行相应的海关特殊监管区域的税收政策。

遵循税制改革方向和国际惯例，积极研究完善不导致利润转移、税基侵蚀的适应境外股权投资和离岸业务发展的税收政策。

第三十四条 税务部门应当在自贸试验区建立便捷的税务服务体系，实施税务专业化集中审批，逐步取消前置核查，推行先审批后核查、核查审批分离的工作方式；推行网上办税，提供在线纳税咨询、涉税事项办理情况查询等服务，逐步实现跨区域税务通办。

第三十五条 税务部门应当在自贸试验区开展税收征管现代化试点，提高税收效率，营造有利于企业发展、公平竞争的税收环境。

税务部门应当运用税收信息系统和自贸试验区监管信息共享平台进行税收风险监测，提高税收管理水平。

第七章 综合监管

第三十六条 在自贸试验区创新行政管理方式，推进政府管理由注重事先审批转为注重事中事后监管，提高监管参与度，推动形成行政监管、行业自律、社会监督、公众参与的综合监管体系。

第三十七条 自贸试验区建立涉及外资的国家安全审查工作机制。对属于国家安全审查范围的外商投资，投资者应当申请进行国家安全审查；有关管理部门、行业协会、同业企业以及上下游企业可以提出国家安全审查建议。

当事人应当配合国家安全审查工作，提供必要的材料和信息，接受有关询问。

第三十八条 自贸试验区建立反垄断工作机制。

涉及区内企业的经营者集中，达到国务院规定的申报标准的，经营者应当事先申报，未申报的不得实施集中。对垄断协议、滥用市场支配地位以及滥用行政权力排除、限制竞争等行为，依法开展调查和执法。

第三十九条 管委会、驻区机构和有关部门应当记录企业及其有关责任人员的信用相关信息，并按照公共信用信息目录向市公共信用信息服务平台自贸试验区子平台归集。

管委会、驻区机构和有关部门可以在市场准入、货物通关、政府采购以及招投标等工作中，查询相对人的信用记录，使用信用产品，并对信用良好的企业和个人实施便利措施，对失信企业和个人实施约束和惩戒。

自贸试验区鼓励信用服务机构利用各方面信用信息开发信用产品，为行政监管、市场交易等提供信用服务；鼓励企业和个人使用信用产品和服务。

第四十条 自贸试验区实行企业年度报告公示制度和企业经营异常名录制度。

区内企业应当按照规定，报送企业年度报告，并对年度报告信息的真实性、合法性负责。企业年度报告按照规定向社会公示，涉及国家秘密、商业秘密和个人隐私的内容除外。

工商行政管理部门对区内企业报送年度报告的情况开展监督检查。发现企业未按照规定履行年度报告公示义务等情况的，应当载入企业经营异常名录，并向社会公示。

公民、法人和其他组织可以查阅企业年度报告和经营异常名录等公示信息，工商行政管理部门应当提供查询便利。

企业年度报告公示和企业经营异常名录管理办法，由市工商行政管理部门制定。

第四十一条 在自贸试验区建设统一的监管信息共享平台，促进监管信息的归集、交换和共享。管委会、驻区机构和有关部门应当及时主动提供信息，参与信息交换和共享。

管委会、驻区机构和有关部门应当依托监管信息共享平台，整合监管资源，推动全程动态监

管，提高联合监管和协同服务的效能。

监管信息归集、交换、共享的办法，由管委会组织驻区机构和有关部门制定。

第四十二条 鼓励律师事务所、会计师事务所、税务师事务所、知识产权服务机构、报关报检机构、检验检测机构、认证机构、船舶和船员代理机构、公证机构、司法鉴定机构、信用服务机构等专业机构在自贸试验区开展业务。

管委会、驻区机构和有关部门应当通过制度安排，将区内适合专业机构办理的事项，交由专业机构承担，或者引入竞争机制，通过购买服务等方式，引导和培育专业机构发展。

第四十三条 自贸试验区建立企业及相关组织代表等组成的社会参与机制，引导企业及相关组织等表达利益诉求、参与试点政策评估和市场监管。

支持行业协会、商会等参与自贸试验区建设，推动行业协会、商会等制定行业管理标准和行业公约，加强行业自律。

区内企业从事经营活动，应当遵守社会公德、商业道德，接受社会公众的监督。

第四十四条 在自贸试验区推进电子政务建设，在行政管理领域推广电子签名和具有法律效力的电子公文，实行电子文件归档和电子档案管理。电子档案与纸质档案具有同等法律效力。

第四十五条 本市建立自贸试验区综合性评估机制。市发展改革部门应当会同管委会和有关部门，自行或者委托第三方开展监管制度创新、行业整体、行业企业试点政策实施情况和风险防范等方面的评估，为推进完善扩大开放领域、改革试点任务和制度创新措施提供政策建议。

第八章 法治环境

第四十六条 坚持运用法治思维、法治方式在自贸试验区开展各项改革创新，为自贸试验区建设营造良好的法治环境。

国家规定的自贸试验区投资、贸易、金融、税收等改革试点措施发生调整，或者国家规定其他区域改革试点措施可适用于自贸试验区的，按照相关规定执行。

本市地方性法规不适应自贸试验区发展的，市人民政府可以提请市人大及其常委会就其在自贸试验区的适用作出相应规定；本市规章不适应自贸试验区发展的，管委会可以提请市人民

政府就其在自贸试验区的适用作出相应规定。

第四十七条 自贸试验区内各类市场主体的平等地位和发展权利，受法律保护。区内各类市场主体在监管、税收和政府采购等方面享有公平待遇。

第四十八条 自贸试验区内投资者合法拥有的企业、股权、知识产权、利润以及其他财产和商业利益，受法律保护。

第四十九条 自贸试验区内劳动者平等就业、选择职业、取得劳动报酬、休息休假、获得劳动安全卫生保护、接受职业技能培训、享受社会保险和福利、参与企业民主管理等权利，受法律保护。

在自贸试验区推行企业和劳动者集体协商机制，推动双方就劳动报酬、劳动安全卫生等有关事项进行平等协商。发挥工会在维护职工权益、促进劳动关系和谐稳定方面的作用。

在自贸试验区健全公正、公开、高效、便民的劳动保障监察和劳动争议处理机制，保护劳动者和用人单位双方的合法权益。

第五十条 加强自贸试验区环境保护工作，探索开展环境影响评价分类管理，提高环境保护管理水平和效率。

鼓励区内企业申请国际通行的环境和能源管理体系标准认证，采用先进生产工艺和技术，节约能源，减少污染物和温室气体排放。

第五十一条 加强自贸试验区知识产权保护工作，完善行政保护与司法保护衔接机制。

本市有关部门应当和国家有关部门加强协作，实行知识产权进出境保护和境内保护的协同管理和执法配合，探索建立自贸试验区知识产权统一管理和执法的体制、机制。

完善自贸试验区知识产权纠纷多元解决机制，鼓励行业协会和调解、仲裁、知识产权中介服务等机构在协调解决知识产权纠纷中发挥作用。

第五十二条 本市制定有关自贸试验区的法规、政府规章、规范性文件，应当主动公开草案内容，征求社会公众、相关行业组织和企业等方面的意见；通过并公布后，应当对社会各方意见的处理情况作出说明；在公布和实施之间，应当预留合理期限，作为实施准备期。但因紧急情况等原因需要立即制定和施行的除外。

本市制定的有关自贸试验区的地方性法规、政府规章、规范性文件，应当在通过后及时公开，并予以解读和说明。

第五十三条 公民、法人和其他组织对管委会制定的规范性文件有异议的，可以提请市人民政府进行审查。审查规则由市人民政府制定。

第五十四条 本市建立自贸试验区信息发布机制，通过新闻发布会、信息通报例会或者书面发布等形式，及时发布自贸试验区相关信息。

管委会应当收集国家和本市关于自贸试验区的法律、法规、规章、政策、办事程序等信息，在中国（上海）自由贸易试验区门户网站上公布，方便各方面查询。

第五十五条 自贸试验区实行相对集中行政复议权制度。

公民、法人或者其他组织不服管委会、市人民政府工作部门及其驻区机构、浦东新区人民政府在自贸试验区内作出的具体行政行为，可以向市人民政府申请行政复议；不服浦东新区人民政府工作部门在自贸试验区内作出的具体行政行为，可以向浦东新区人民政府申请行政复议。重大、复杂、疑难的行政复议案件，应当由行政复议委员会审议。

第五十六条 依法在自贸试验区设立司法机构，公正高效地保障中外当事人合法权益。

本市依法设立的仲裁机构应当依据法律、法规并借鉴国际商事仲裁惯例，适应自贸试验区特点完善仲裁规则，提高商事纠纷仲裁的国际化程度，并基于当事人的自主选择，提供独立、公正、专业、高效的仲裁服务。

本市设立的行业协会、商会以及商事纠纷专业调解机构等可以参与自贸试验区商事纠纷调解，发挥争议解决作用。

第九章 附则

第五十七条 本条例自 2014 年 8 月 1 日起施行。1996 年 12 月 19 日上海市第十届人民代表大会常务委员会第三十二次会议审议通过的《上海外高桥保税区条例》同时废止。